

# 京都府公報

号外 第5号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社  
電話 (075) 441-3155

## 目 次

訓 令	ページ	人 事 委 員 会
○京都府衛生検査等使用料及び手数料の減免に関する訓令の一部を改正する訓令 (健康福祉総務課)	1	○職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 3
告 示		
○文化力チャレンジ補助金交付要綱の一部を改正する告示 (文化芸術課)	〃	

## 訓 令

### 京都府訓令第1号

京 都 府 保 健 所  
京都府保健環境研究所

京都府衛生検査等使用料及び手数料の減免に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

### 京都府衛生検査等使用料及び手数料の減免に関する訓令の一部を改正する訓令

京都府衛生検査等使用料及び手数料の減免に関する訓令(昭和51年京都府訓令第10号)の一部を次のように改正する。

別表第3の3の項中「に規定する施設(同項第6号に規定する婦人保護施設を除く。)」を「(第6号を除く。)に規定する施設」に改める。

### 附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

## 告 示

### 京都府告示第108号

文化力チャレンジ補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

### 文化力チャレンジ補助金交付要綱の一部を改正する告示

文化力チャレンジ補助金交付要綱(平成24年京都府告示第496号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとするものは、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する

額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

第 6 条中「前条」を「前条第 1 項」に改める。

第 8 条に次の 1 項を加える。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

第10条を第11条とし、第 9 条を第10条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 9 条 補助事業者は、補助金の交付決定後に補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、別記第 4 号様式による報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

別記第 3 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第 4 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

京都府知事 様

申請者 所在地  
名称  
代表者職氏名

年度文化力チャレンジ補助金に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

年 月 日付け京都府指令 第 号で交付決定のあった上記補助事業に関する 年度消費税及び地方消費税の額について、下記のとおり確定しましたので、文化力チャレンジ補助金交付要綱に基づき、報告します。

記

- 1 補助金額（知事が確定通知書により通知した額）

円

- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

- 3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額

円

- 4 補助金返還相当額（3－2）

円

注 別紙として、積算の内訳書を添付してください。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度分の補助金から適用する。

人 事 委 員 会

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

令和6年3月22日  
京都府人事委員会  
委員長 坂 田 均

京都府人事委員会規則106—822

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する  
規則

職員の管理職手当に関する規則（京都府人事委員会規  
則6—54）の一部を次のように改正する。

別表第1公安委員会の警察本部及び市警察部の項中  
「警察本部」の右に「、サイバー対策本部」を加え、「部  
長」を「部長  
サイバー対策本部長」に、「サイバーセンタ  
ー  
長」を「サイバー対策本部副本部長」に改め、同表公  
室長」  
安委員会の警察署の項中「上京警察署、」を削り、「下鴨  
警察署」を「上京警察署、下鴨警察署」に改める。

別表第2公安職給料表の8級の項中

3 種	94,100円	77,300円
-----	---------	---------

を

2 種	108,200円	88,800円
3 種	94,100円	77,300円

に改め、同表公安職給料表の7級の項中

3 種	76,100円	69,900円
-----	---------	---------

を

2 種	87,600円	80,400円
3 種	76,100円	69,900円

に改める。

附 則

この規則は、令和6年3月25日から施行する。